相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所北海道檜山郡江差町字柏町一〇〇番地　被相続人　亡　佐藤ハナ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十日

北海道函館市駒場町七番六号メゾン駒場一階　柳法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柳　順也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区北一四条西一五丁目三五番地二四、最後の住所札幌市豊平区中の島二条二丁目三番一―三〇五号

被相続人　亡　白玉笑美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十日

事務所札幌市中央区北二条西九丁目四番地インファスビル三階　房川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鷲見　圭一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区円山西町二丁目二一〇二番地、最後の住所札幌市中央区円山西町二丁目一一番六号　被相続人　亡　渡邊　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十日

事務所札幌市中央区大通西一〇丁目南大通ビル三階　伊東・實重法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　實重　洋祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県東根市大字藤助新田一四四八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　芦野　貞雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十日

山形市七日町二丁目七番一〇号ＮＡＮＡ―ＢＥＡＮＳ二階Ｂ―二　及川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　及川　善大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県古河市大山五〇七番地八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　永谷　慎吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十日

事務所茨城県古河市常盤町三―一コーポサンフレッチェ二〇三渡良瀬法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯田　大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県石岡市国府二丁目四番、最後の住所茨城県石岡市国府二丁目四番六号

被相続人　亡　井上　房子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十日

茨城県小美玉市栗又四ケ一番地

相続財産管理人　司法書士　藤井　里美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市紅谷町八番八号　東洋ビル四階　ひらつか西口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山辺　直義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十日

神奈川県厚木市毛利台一丁目一九番、最後の住所神奈川県厚木市毛利台一丁目一九番二―三二号　被相続人　亡　三津　克男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十日

静岡県熱海市田原本町九番一号熱海第一ビル六階　橋本正夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋本　正夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県犬上郡多賀町大字南後谷七二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　前田　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十日

滋賀県彦根市立花町二番二号三番町ビル三階しろまち法律事務所

相続財産管理人　弁護士　日比野貴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市西京区川島北裏町八一番地、最後の住所京都府八幡市八幡科手七番地大光荘一Ｆ二号　被相続人　亡　岡田　仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十日

神奈川県横浜市鶴見区生麦五丁目一一六三番地、最後の住所長野県上水内郡飯綱町大字川上二七五五番地二〇四五

被相続人　亡　板橋　睦朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十日

事務所長野市岡田町一六六―一　森ビル新館八階―三　倉崎・小林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　倉崎　哲矢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市中央区荒戸三丁目一五四番地、最後の住所静岡県熱海市伊豆山七一七番地の一熱海伊豆海の郷

被相続人　亡　遠山　榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十日

大阪市北区西天満六丁目一番一二号瑞穂ビル六階　相続財産管理人　井上　計雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市四郷町見野八六五番地、最後の住所兵庫県姫路市四郷町見野五八七番地三九　被相続人　亡　東　幸正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十日

兵庫県たつの市龍野町富永一〇〇五番八二階　相続財産管理人　荻野　正和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十日

京都府八幡市八幡旦所二八番地の二　相続財産管理人　司法書士　嶌　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区森ノ宮中央二丁目一一番地一四、最後の住所大阪府吹田市岸部南二丁目二六番一〇号

被相続人　亡　松山　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十日

第13期決算公告

2015年3月30日

東京都港区元赤坂一丁目2番3号

株式会社エイチ・ビー・アイ

代表取締役　澤邊　紳治

貸借対照表の要旨（2014年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	38,843
	固定資産	7,107
	合計	45,950
負債及び純資産の部	流動負債	26,576
	株主資本	19,374
	資本金	100,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	△280,626
	その他利益剰余金	△280,626
	（うち当期純利益）	(2,348)
	合計	45,950